

令和8年度 社会福祉法人えぽっく事業計画

I 基本方針

世界各地で頻発する紛争や自然災害、最近の物価高騰や深刻な人材不足、私どもが支援している障がい者をはじめとした社会的に困難を抱える方々にとって、ここ最近、ますます生きづらい社会になってきています。同時に、社会福祉法人を取り巻く経営環境もかつてない厳しさが増えています。

福祉現場においても ICT や AI の活用による業務効率化と、職員の処遇改善を両立させる経営体質の強化が急務となっています。社会情勢の目まぐるしい変化にも対応しながら、利用者へのサービスの質の維持・向上を持続させるために、組織体制のあり方の改革と今後 5 年先を見据えた計画的な基盤づくりを行います。

法人実施事業を日中支援部門、くらし支援部門、相談支援部門の 3 部門体制で再編し、3 部門責任者と法人事務局のもとで各事業をすすめます。

また、それぞれの部門に、事業所の枠を超えた法人全体の課題や重点事項に対応するための横断的なセンターを設置します。日中支援部門には「生活活動センター」、居住部門には「意思決定支援センター」、相談支援部門には「相談援助技術サポートセンター」を設置します。センターが取り組む事項は、どれもが、えぽっくが取り組む重点的事項になります。日中の活動のあり方、日常のくらしのあり方、意思決定、権利擁護のあり方等々です。

各種委員会についても、いずれかのセンターの管轄とし、さらに新たな課題や重点的に検討が必要な場合についても迅速に対応します。

日中支援部門においては、北広島市内における生活介護の小規模分散化に向け、地域の中に、それぞれの特色のある生活介護事業所を設置することについての具体的検討・準備に着手します。

くらし支援部門においては、ソレイユの老朽化による輝美町への移転新築を令和9年度に実現するための具体的準備に着手します。

なかなか地域の方々からの利用がなく、地域とのつながりも希薄になってきています。そのため生活介護とグループホーム利用以外の、きめ細かい福祉サービスの市民への提供にも力を注ぐこと、地域連携推進会議やえぽフェスタの開催等を通じて、地域との関係性をしっかりと再構築することも必要です。

相談支援部門においては、毎年、委託事業の加配配置が続いており、引き続き人材の確保に努めると同時に札幌2地区の委託相談事業については、一元的管理を行います。

事務局体制については、事務局2課体制による業務分掌の明確化と、引き続き事業所への事務局職員の配置をすすめます。

人材確保ならびに職員の処遇の改善には引き続き取り組みます。人材確保については、有料職業紹介や各種求人サイトを活用し、新卒者や中途採用者を確保するほか、外国人雇用についても引き続きすすめます。処遇の改善については、昇給のほか、退職金制度の充実を図ります。

また、日本語を母国語としない職員へのサポート、子育て中や妊娠中の職員、家族の介護をしている職員、障がいのある職員等、さまざまな状況にあっても、支えあえる細やかな配慮ができる職場づくりにも引き続き努めます。

ICT・AI 技術の積極的な導入については、利用者支援の質の一層の向上と、職場環境改善のツールとして引き続き導入を推進します。ICT 活用による、ゆとりある職場環境の創出、そしてツールの導入と同時に職員の IT スキル向上を図ります。

利用者も職員も明るい未来や夢のもてる社会、たった一度きりの人生だから、どんなに困難な状況になっても、利用者を見捨てることない支援を継続します。令和8年度においても、また職員同士が助け合いながらチームで業務に取り組むこと、ちょっとした「気配り」や「気にかける」ことができる職場づくり、そして利用者支援を大切にします。

Ⅱ 事業重点項目（法人）

1 役員会等の開催

- ① 理事会～3 か月に一回開催するほか、必要に応じて開催する。
- ② 評議員会～定時評議員会の開催の他、必要に応じて開催する。
- ③ 監事監査～四半期に一度（9 月・12 月・3 月・5 月を目途）監事監査を実施する。

2 事業所の 3 部門体制と法人事務局の 4 体制で運営

法人の事業を以下の 3 つの柱で整理し、相互に連動させながら展開する。

◎日中支援部門（責任者：三津）

所管事業所：ホホエム、南幌地区（ハニカム、あっと）、はっち（ろぐらん、らんらん）

◎くらし支援部門（責任者：黒川）

所管事業所：ともっと、てとる、あざれあ

◎相談支援部門（責任者：松島）

所管事業所：相談室ますとびいー、相談室ぽぷら

きたひろしま暮らしサポートセンターぽると

◎法人事務局

3 事業所の枠を超えた横断的なセンター機能の設置

3部門体制を司る専門機能として、横断的なセンターを各部門に設置し、各部門責任者がセンター長を兼務する。

- ◎生活活動センター（日中支援部門責任者：三津）
- ◎意思決定支援センター（くらし支援部門責任者：黒川）
- ◎相談援助技術支援センター（相談支援部門責任者：松島）

4 第三者委員活動の実施（担当：三津）

第三者委員会を5月と12月に開催し、事故・ヒヤリハットの検証やサービス提供状況について客観的に評価をいただき、サービスの質の向上につなげていく。

また、苦情解決の取組みを強化し、ご本人やご家族等から寄せられる苦情にしっかりと耳を傾け、法人内で共有し、ご意見やご要望と併せて改善に向けて取り組んでいく。

各委員は各事業所への訪問（年1回程度を予定）を通じてグループホームの住環境や通所活動の理解を深めてもらう。また当事者との意見交換の場を設けるなど、職員へ伝えられない不満や要望がないか、現状のサービスの満足度について聞き取るなどの取り組みをする。

第三者委員 今井 明日香（弁護士）
 佐々木 明美（吉田学園非常勤講師）
 松岡 是伸（北星学園大学社会福祉学部准教授）

5 各種内部会議の開催

・理事会議

事業運営に関して月に2回程度開催し、事業予算・計画の進捗や今後の事業計画策定の議論を行っていく。

・管理者会議

各事業所の事業の進捗状況の確認のため、管理者会議を月に2回開催する。

・役職者会議

研修や行事などについて事業所間での連携、タイムリーな課題について優先的に取り組む事項の検討、ヒヤリハット・事故・苦情分析、また個別支援計画や意思決定支援の進捗状況の共有などを目的に開催する。開催は4月より年6回偶数月とし、主任が持ち回りで開催し、会議内容や議事録を担当する。また必要に応じて管理者の参加を要請する（4月とものと、6月ホホエム、8月ハニカム、10月とものと、12月ますとびいー、2月とものと）。

6 研修計画の策定

<内部研修>

- ① 虐待防止研修
各事業所の虐待防止委員が中心となり、虐待防止研修を年1回実施する。
- ② 意思決定支援に関する研修
各事業所で取り組んでいる意思決定支援について役職者会議で報告し、知識・技術習得に向けた研修会を実施する。
- ③ 身体介護研修
室蘭地区の利用者の身体状況やニーズに合わせた介護を職員が安全に行うことを目的に、身体介護研修を開催する。
- ④ 個人情報の取扱いに関する研修
個人情報保護規程に基づき、また最新の個人情報保護の法制度理解を深め、各事業所での取り扱いに関して議論する。
- ⑤ 職員全体研修会・歓迎会
法人の全職員向けの研修会とし、令和7年度に実施した海外研修報告会と外部講師を招いての講演会を行う。(5月23日(土)実施予定)

<外部講師による研修、外部派遣研修等>

強度行動障がい支援者養成研修（基礎）	未受講職員
強度行動障がい支援者養成研修（実践）	基礎研修受講者
相談支援従事者研修（現任）	更新対象者
相談支援従事者研修（初任者）	受講資格該当者
服薬事故防止研修（7月）	支援職員対象
虐待防止研修（道、市主催）	全職員対象
身体拘束適正化研修	支援職員対象
交通安全講習（9月）	全職員対象
ハラスメント研修	全職員対象

※外部研修においては、上記のほか各事業所で必要とする研修受講を促していく。受講した職員は速やかに研修報告を提出し、職員会議の場で報告や支援の実践を行う。

7 各種委員会活動

◎生活活動センター所管

<事故防止委員会（委員長：三津）>

当法人のにおける事故の未然防止及び再発防止を目的として、事故防止委員会を設置する。事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、原因の検討及び再発防止策の検討を行う。委員会を定期的(5月初旬と12月初旬)に開催し、事故防止に関する情報共

有と職員への周知を図る。必要に応じて検討内容や事故の状況については第三者委員会に上程し、意見を踏まえた改善に努め、安全な支援環境の確保と事故防止意識の向上を図る。

<広報委員会（委員長：加賀谷）>

とものと・ホホエム・ハニカム事業所の広報誌（えむはと通信）の定期発行を年3回発行する（7月・11月・3月）。また、2027年カレンダーを9月より作成開始し、年末挨拶状を12月、法人広報誌（えぽっく便り）を年2回発行する（4月・10月）。

室蘭地区発行の「はっち通信」は毎月発行を継続する。事業所の日々の日常の様子はホームページへの掲載やFacebook等のSNSを活用し、リアルタイムに情報発信する。

また、法人として外部行事（バザーなど）に参加した際の装飾などを各事業所が分担して装飾づくりに取り組む。

<感染症委員会（委員長：加藤）>

感染症BCPの作成に伴い、研修会や訓練の実施計画を推進する。年2回委員会を開催しガイドラインの見直しや、各感染症の対応マニュアルや衛生マニュアルの見直しを随時行う。また、感染症発生時は適宜委員会を開催し、対策や物資の状況など情報共有する。

<えぽフェスタ実行委員会（委員長：三津）>

当法人では、地域交流を目的としたお祭り『えぽフェスタ 2026』を6月27日に開催する。開催にあたっては、職員及び利用者(当事者)を含めたメンバーで実行委員会を組織し、企画・運営及び準備を進める。子どもたちから大人まで地域の多くの方々に参加していただける内容を検討し地域住民との交流の場となるよう努める。併せて、地域や行政との連携を図りながら、地域に開かれた施設づくりと地域貢献の推進を目的として実施し、えぽフェスタを通して施設への理解促進と地域のつながりの強化を図る。

◎意思決定支援センター所管

<虐待防止委員会（委員長：黒川）>

主任、サービス管理責任者を中心に各事業所より虐待防止委員を選任し、虐待防止委員会を開催する。委員会は四半期に1回開催（年4回）し、強度行動障がいの方や重症心身障がい者等、それぞれの障がい状況に応じた対応の仕方や日常場面での介助や声掛けなどに不適切点は無いかを相互チェックし、適切な支援について検討する。各事業所において管理者と虐待防止委員が中心となり、各支援事業所ならびに各相談事業所において年1回内部研修を実施する。

<身体拘束適正化委員会（委員長：黒川）>

虐待防止委員と同様に身体拘束適正化委員を選任し、身体拘束適正化委員会を年1回開催する。委員会は虐待防止委員会と同日に開催する。身体拘束についての知識や予防

策などについて理解を深め、身体拘束に関する実事例が有る場合は手続きの適正化が図られているか、また拘束解除に向けた内容の精査を進める。その他、身体拘束の類似ケース等が無いかな等を検証する。

<当事者会支援（委員長：吉田圭）>

グループホーム利用者様を中心としたメンバーで結成する。毎月1回ミーティングを実施し、ボッチャをはじめとしたアダプテッドスポーツを通じて交流したり、地域生活を送る上で必要な知識を身に着けたりする機会とする。

◎相談援助技術支援センター所管

<相談援助技術向上委員会（委員長：松島）>

相談支援職員の定着促進及び相談援助技術の向上を図ることを目的として、「相談援助技術向上委員会」を設置する。相談援助に関わる職員の全体的な力量向上を目指し、事例検討、研修企画、支援ノウハウの共有等を通じて、個々の職員に依存しないチームとしての相談支援体制の構築に取り組む。これにより、安定的かつ質の高い相談支援サービスの提供を実現するとともに、職員が安心して専門性を発揮し継続的に勤務できる職場環境づくりを推進する。

8 人材確保の取組について

福祉サービスの質を安定的に維持するため、支援職・相談職を中心とした人材の確保と定着支援を重点的に進める。採用面では、ハローワークや求人媒体、自社ホームページ・SNSを活用した情報発信を強化し、地域学校や専門機関との連携を図ることで、福祉分野に関心を持つ人材の応募につなげる。求人内容については、業務内容や勤務条件、育成方針を明確に示し、求職者に安心感のある情報提供を行う。入職後は、業務量の適正化や残業削減、有給休暇取得の促進、柔軟な勤務形態の導入など、働きやすい環境づくりを進めていく。あわせて、新人が業務に慣れるまでの不安を軽減できるよう、日常的に相談しやすいフォロー体制を整え、業務に必要な知識や技術の習得を段階的に支援することで、定着率の向上を図る。

9 外国人従業員の採用と海外交流の推進

現在32名の外国人職員が在籍しており、今後も10名程度の採用を予定している。多様な人材が安心して働き続けられる環境を整えるため、日本語学習の場を継続的に提供するとともに、介護福祉士試験の受験を希望する職員には対策講座を実施し、資格取得を積極的に支援する。あわせて、東南アジア諸国との福祉分野における交流や研修事業を推進し、日本人職員がグローバルな視野を持ち、諸外国の暮らしや文化に直接触れる機会を確保するため、令和8年度も海外研修を継続して実施する予定である。研修では、現地の障

がい者施設との交流やボランティア活動、車いすを必要とする方へのリユース車いすの提供など、国際的な福祉支援につながる取り組みを行う。

10 5か年計画の策定

令和9年度以降の施設整備など、具体的な計画を法人5か年計画に落とし込み、その計画のもと、利用者の受け入れを増やしていくための整備計画を具体的に進めていく。

11 利用相談窓口の設置（責任者 三津管理者、黒川管理者）

法人内利用相談窓口を設置し、法人内障がい福祉サービスの利用相談に応じる。今後の役割等については、日中支援部門とくらし支援部門合同で検討し、機能の拡充を目指す。

III 事業重点項目（各実施事業）

1 日中支援部門（責任者：三津）

1-1 ホホエム（北広島市共栄）の事業（管理者：三津）

○サービス内容（事業所名ホホエム）

- | | |
|-------------------|---------|
| ・生活介護 | 定員 40 名 |
| ・短期入所 | 定員 7 名 |
| ・地域生活支援事業（日中一時支援） | |
| ・認定就労訓練事業 | 定員 5 名 |

○事業所の所在地

北広島市共栄 21 番地 1

・重点項目

① ホホエム生活介護（管理者：三津 サービス管理責任者：加賀谷）

基本方針

本年度は、利用者一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図るとともに、日中活動の再構築を行い、年間を通じて充実した生活を送る事ができる環境づくりを推進する。

また、令和9年度に予定している新規事業の立ち上げに向け、工賃の確保を目指した生産活動の基礎整備及び事業体制の構築を行う。「準備・基礎構築の年度」位置づける。

目標・課題
1. 日中活動の再編成
2. 利用者の役割と達成感の明確化

3. 工賃向上を見据えた生産活動の強化 4. 新規事業立ち上げ準備 5. 職員の専門性の向上
具体的な内容
1. 日中活動の再編 利用者の特性および希望を踏まえ、活動目的別のグループ編成を実施する。 活動内容を明確化し年間計画を策定することで、活動に継続性と成果を持たせる。 ※各担当を決め責任をもって推進していく。 「活動グループ」を作り、作品の完成や活動の一貫性を目指す。担当職員が立案から完成まで継続性をもって取り組み、完成作品については事業所で保管、管理し商品化させ販売に繋げる。 令和7年度より実施しているスポーツ活動【えぼスポプロジェクト2025】を基本とし、さらに内容を練り上げ、令和8年度も【えぼスポ2026】として体育館を利用し（第2・4金曜日ハニカム、3・5金曜日ホホエム）と活動日程を決め、とものと・てとと協力体制をとり体力作り活動を推進する。 2. 生産活動の強化 工賃向上を目指し、既存作業の見直しと新規事業の検討を行う。 原価計算および販売価格の適正化を図り収益構造を明確にする。 3. 新規事業立ち上げ準備 令和9年度の開設を目標に ・事業内容の具体化 ・収支計画の作成 ・物件選定および設備計画 ・行政との協議 を進め、年度内に基本構想を確定する。 4. 年間目標 ・平均工賃の向上 ・新規ユーザー・リピーターおよび顧客開拓 れぞみについては、季節に合った装飾で空間作りやFacebook（SNS）を活用し週替わりメニューやイベント、店内の様子などを発信し新規ユーザーおよびリピーターの増加を目指す。情報を発信することで、地域住民の憩いの場や食事会などに利用していただけるように進める。 法人内、外へのお弁当配達も利用者様と一緒に取り組めるように継続していく。 ・職員研修の実施 ・新規事業計画書完成（年度内）

① ホホエム生活介護、短期入所及び日中一時支援の一部サービス内容変更について

背景と課題											
当法人が運営するホホエム（生活介護・短期入所事業及び日中一時支援）は本年度より、サービス提供の一部を見直し、提供日・送迎体制等を変更することとした。この変更は深刻な職員不足の現状を踏まえ、利用者の安全の確保及びサービスの質の維持・向上を目的として実施するものである。 主な課題は以下の通り ・職員の採用難による人手不足の恒常化 ・入浴介助・長距離送迎業務における安全リスクの増大 ・職員の負担増大に伴う離職懸念及び支援品質の低下リスク これらの課題を解消し、今後も安定かつ質の高い支援を継続するために計画する。											
変更内容											
1. サービス提供日・稼働日の変更 (1) サービス提供日・稼働日の変更 <table> <tr> <th>区分</th><th>変更前</th><th>変更後（令和8年4月1日より）</th></tr> <tr> <td>生活介護</td><td>生活介護変更なし</td><td>月～金曜日、第1・第3土曜日</td></tr> <tr> <td>短期入所（日中一時含む）</td><td>年中無休</td><td>生活介護稼働日に準ずる</td></tr> </table> 休業日： ・第2・第4・第5土曜日 ・年末年始（12月29日～1月3日） (2) 送迎の見直し ・送迎は生活介護稼働日のみ実施する。 ・第2・第4・第5金曜日及び土曜日に短期入所をご利用の場合は、翌日午前9時30分までにご家族によるお迎えを依頼する。 (3) 送迎範囲の限定 北広島市・江別市・南幌町・札幌市（厚別区・清田区・白石区） 送迎範囲外の方は、ご家族による送迎または自主送迎手段確保により利用可能とする。 (4) 入浴サービスの廃止 ・生活介護および日中一時支援における入浴サービスを廃止する。 2. 今後の方針・取組 ・職員の業務負担軽減・働きやすい職場環境整備の推進 ・安定的なサービス提供のための採用活動・研修強化 ・利用者・家族からの意見・要望を踏まえた運営改善 ・地域との連携強化により、送迎や生活支援の補完を検討			区分	変更前	変更後（令和8年4月1日より）	生活介護	生活介護変更なし	月～金曜日、第1・第3土曜日	短期入所（日中一時含む）	年中無休	生活介護稼働日に準ずる
区分	変更前	変更後（令和8年4月1日より）									
生活介護	生活介護変更なし	月～金曜日、第1・第3土曜日									
短期入所（日中一時含む）	年中無休	生活介護稼働日に準ずる									

② ホホエム短期入所及び日中一時支援

目標・課題
1. 知的障害のある利用者が短期入所及び日中一時支援をできるかぎり利用しやすい環境を整え、受け入れを行う。 2. 利用者の方々の有する能力・特性に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を継続できるよう利用者の心身の機能維持・向上、並びに介護を行うご家族等の身体的精神的負担を軽減し、地域での安定した生活を支援する。
具体的な内容
1. 利用者一人ひとりの障害特性に配慮した生活支援を行う。 2. 食事・入浴(短期入所)、排せつなど日常生活の介助を行う。 3. 利用者が安心して過ごせるよう安全で清潔な生活環境を整える。 4. 利用者の健康状態を確認し、必要に応じて医療機関と連携する。 5. 家族や関係機関と連携し、利用者の地域生活を支援する。 6. 利用者の人権を尊重し、権利擁護意識をしっかりとって支援する。 7. 常にサービスの質の向上を目指し、職員の育成を図るための研修会の参加や内部研修を実施し、その専門性を高める。

1-2 南幌地区（ハニカム、あっと）の事業（管理者：加藤）

○サービス内容（事業所名：ハニカム）

- ・生活介護 定員 20 名
- ・地域生活支援事業（日中一時支援）
- ・認定就労訓練事業 定員 5 名

○事業所の所在地

空知郡南幌町栄町 4 丁目 3 番 15 号

○サービス内容（事業所名：あっと）

- ・共同生活援助 定員 12 名
- 共同住居名：あっと（所在地：北町 4 丁目 8 番 1 号）入居定員 6 名（男性 6 名）
- 共同住居名：もっと（所在地：緑町 4 丁目 4 番 13 号）入居定員 6 名（男性 6 名）

・重点項目

① ハニカム生活介護（管理者・サービス管理責任者：加藤）

目標・課題
1. 新規利用者獲得に向けての取り組み。 2. 意思決定支援に向けての取り組み。 3. 日中活動の充実化に向けての取り組み。 4. 虐待防止及び身体拘束に関する取り組み。

5. 防災や緊急時の対応についての取り組み。 6. 事故防止に向けての取り組み。
具体的な内容
1. 南幌養護学校や相談支援事業所、地域との関係性を築き、情報交換を行い新規利用者獲得へ繋げる。 2. 作業内容や余暇活動において、自身で選択し計画を立て実施する。目標を持ち取り組む事により、達成した喜びを感じていただき、自主性Ｕｐを目指す。 3. 個々のニーズや実状に沿った作業内容の提供を行い、支援計画に反映する。又、季節ごとに作業内容を考え、収益が持てる作品作りを行い、えぼフェスタやふゅーる、バザー等に出品する。昨年度より実施しているえぼスポプロジェクトにおいては、今年度も継続し、他事業所合同での運動会や、屋外での活動も企画し充実化を目指す。 4. 日常のケアの中で、何が不適切ケアにあたるかを明確に出来る様、計画的に研修を重ね、日々のケアについて振り返りを行う。又、虐待防止及び身体拘束に係る研修に参加し意識を高める。 5. BCP の研修を防災月に行い、災害や緊急時の対応について確認し、内容が実状に沿っているか検討し更新する。又、避難訓練を実施し、避難誘導や避難経路についての不具合や防火設備の使用法について確認する。 6. ヒヤリハットの重要性について、職員一人ひとりが認識し実践出来る様、取り組みを強化する。又、事業所内の物の配置や危険箇所が無いか確認し、事故防止に努める。

① ハニカム地域生活支援事業＜日中一時支援＞

目標・課題
1. 新規利用者の獲得に向けての取り組み。
具体的な内容
1. 南幌養護学校や地域の関係機関、相談支援事業所と連携してニーズを把握し、新規利用者の受け入れを行う。

③ あつと共同生活援助（管理者：加藤、サービス管理責任者：阿部）

目標・課題
1. 意思決定支援の推進と生活の質の向上。 2. 地域連携推進会議の開催。 3. 防災や緊急時の対応について取り組み。 4. 事故防止に向けての取り組み。 5. 虐待防止及び身体拘束に関する取り組み。
具体的な内容

1. ホームでの過ごし方や外出支援について自己決定が出来るように工夫し、利用者主体で、何気ない日常の中での「よろこび」を大切にします。
2. 地域の方や家族との関係性を築き、ホームや利用者への理解を深めて頂く。また会議を通してご意見を頂き、質の向上に努める。
3. BCP の研修を防災月に行い、災害や緊急時の対応について確認し、内容が実状に沿っているか検討し更新する。又、避難訓練を実施し、避難誘導や避難経路についての不具合や防災設備の使用法について、ホームミーティングにおいて確認する。
4. ヒヤリハットの重要性について、職員一人ひとりが認識し実践出来る様、取り組みを強化する。又、ホーム内において、家具の配置や危険箇所が無い確認し、事故防止に努める。
5. 日常のケアの中で、何が不適切ケアにあたるかを明確に出来る様、計画的に研修を重ね、日々のケアについて振り返りを行う。又、虐待防止及び身体拘束に係る研修に参加し意識を高める。

1－4 八丁平共生型センターはっち(室蘭市八丁平)の事業 (管理者：吉崎)

○サービス内容 (事業所名：ろぐらん)

- ・生活介護 定員 20 名
- ・地域生活支援事業 (日中一時支援)

○サービス内容 (事業所名：らんらん)

- ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護
- ・地域生活支援事業 (移動支援)
- ・共同住居「があだばーと」への日常生活支援

○事業所の所在地

室蘭市八丁平 4 丁目 25 番 14 号

・重点項目

① ろぐらん生活介護 (管理者・サービス管理責任者：吉崎)

目標・課題
1. 利用者が安心して介助が受けられるよう適切な介助技術の習得および、移乗介助における職員と利用者の負担軽減を図る。また、看護師と連携し医療的ケアの適切な実施。 2. 自閉症や行動障がい特性を理解し、重症心身障がい利用者との共存と、意思決定支援を進める。 3. 特別支援学校や相談支援機関との連携。
具体的な内容
1. 外部講師による身体介護技術研修を継続し、利用者個々の身体状況に対応した適切な介助技術の維持・向上に努める。 医療的ケア者への適切な対応と、十分な体制で医療的ケア者を受け入れるため、積極

的な 3 号研修の受講を目指す。指導看護師の下、より適切な医療的ケアを実施する。 2. 自閉症や行動障がいのある利用者の特性を理解するため、事業所内研修を行う。 3. 特別支援学校・養護学校、相談支援機関への訪問や、現場実習の受け入れを通して利用者の増員を進める。

② らんらん居宅介護・重度訪問介護（管理者：吉崎・サービス提供責任者：池田）

目標・課題
1. 利用者の在宅生活を継続するため、個別に対応したサービス提供と適切な介助技術の提供。 2. 要望に沿ったサービスに対応し、余暇支援の充実を図る。
具体的な内容
1. 外部講師による身体介護技術研修を継続し、利用者個々の身体状況に対応した適切な介助技術を習得する。 2. 意思決定支援に基づき、利用者の意向に沿ったより一層ふさわしいサービスの提供を進める。

2 くらし支援部門（責任者：黒川）

2-1 共同生活援助事業所ともの事業（センター長：黒川）

○サービス内容（事業所名：ともの）

- ・共同生活援助 定員 49 名
- 共同住居名：ともの（所在地：北広島市） 入居定員 13 名
（男性 7 名・女性 6 名）
- 共同生活名：ともの 2 号館（所在地：北広島市） 入居定員 12 名（男性 12 名）
- 共同住居名：ソレイユ（所在地：恵庭市） 入居定員 4 名（男性 4 名）
- 共同住居名：きらっと 1 号館（所在地：北広島市） 入居定員 9 名（男性 9 名）
- 共同住居名：きらっと 2 号館（所在地：北広島市） 入居定員 11 名（女性 11 名）
- ・短期入所 定員 4 名（男性 2 名、女性 2 名）

○事業所の所在地

北広島市共栄 25 番地 9

・重点項目

① ともの共同生活援助（管理者：黒川、サービス管理責任者：黒川・吉田）

目標・課題
1. 障がいの状況に応じた意思決定支援を推進する 2. 虐待防止、身体拘束に関する取り組みを行う

3. 当事者会活動の支援 4. 地域連携推進会議の運営 5. 成年後見制度の利用促進
具体的な内容
1. 余暇・住環境・食事・健康・権利擁護・その他について利用者主体の生活を充実させるため、意思決定・自己選択できるよう支援を工夫する。令和8年度は引き続き個々の生活スタイルに着目し、個人のペースを尊重した暮らし方を目指す。 2. 虐待防止委員会による内部研修や外部機関での研修受講、また職員会議で日常支援についての振り返りを実施し、権利侵害や虐待防止に対する意識を高める。 3. 当事者会活動の運営を補助し、ボッチャをはじめとしたアダプテッドスポーツによる交流や余暇時間の充実、地域生活に向けた地域生活講座の開催をする。 4. 地域の方々と連携し、利用者様と町内会をはじめとする地域との関係づくりや施設や利用者様に関する理解の促進、施設サービスの透明性・質の確保などを目的とした活動を行う。 5. 成年後見制度の申請手続きを支援する。成年後見制度を活用し、本人の意思を尊重しながら、本人の生活や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る。

◎てとるの事業（管理者：黒川）

○サービス内容（事業所名：てとる）

- ・居宅介護・重度訪問介護・行動援護
- ・地域生活支援事業（移動支援）

○事業所の所在地

北広島市共栄 25 番地 9

① てとる（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・通院介助・移動支援）

（管理者：黒川、サービス提供責任者：島村）

目標・課題
1. 余暇の充実、健康管理、通学支援、日常生活のサポートなど利用者様の生活にきめ細かく対応するサービス提供に努める。 2. 安全・安心な送迎業務をする。
具体的な内容
1. 利用者や家族の意向を聞き取り、居宅介護等サービスの利用を一層促進する。 利用者様からの依頼を基に計画的な通院を実施し、健康管理をサポートする。また意思決定支援をもとに、充実した余暇を過ごして頂けるようサポートする。 2. 思いやりを持った運転を心がけ、公用車を運転していることを自覚し、交通法規の順守、アルコールチェック、車両の運行前後点検・消毒清掃を確実に実施する。

◎あざれあの事業（管理者：黒川）

○サービス内容（事業所名：あざれあ）

- ・ 特定相談支援
- ・ 障がい児相談支援

○事業所の所在地

北広島市共栄 25 番地 9

① あざれあ特定相談支援・障がい児相談支援（相談支援専門員：田中）

目標・課題
1. 利用者様一人ひとりのニーズに寄り添った総合的なサービス利用計画の作成。 2. 事業者・社会資源とのネットワーク作りの継続実施。 3. 新規利用者様の獲得。
具体的な内容
1. 事業所との連携を図り、継続的なモニタリングや計画作成を行う。 2. ケア会議、事業所訪問等の実施。 3. 法人利用者様へきめ細かなサービス提供をするために担当をあざれあへ移行する。また現在契約中の利用者様へ計画的なモニタリングを実施し、増収を目指す。

3 相談支援部門（責任者：松島）

3-1 きたひろしま暮らしサポートセンターぼると（北広島市栄町）の事業

○委託事業の内容（事業所名：きたひろしま暮らしサポートセンターぼると）

- ・ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業
- ・ 一時生活支援事業（北広島市内分）・学習支援事業・住居確保給付金相談窓口

○関連する事業の内容

- ・ 無料職業紹介（事業所名：無料職業紹介所えぼっく）
- ・ 食料支援、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供、相談
（事業所名：居住支援業務事業所えぼっく ぼると分室）
- ・ 法人内の認定就労訓練事業（ハニカム・ホホエム）周知・推進

○事業所の所在地

・ 北広島市栄町 1 丁目 5 番地 2 北広島エルフィンビル 2F

・ 重点項目

① 委託事業

生活困窮者自立相談支援事業（必須事業）住居確保給付金（必須事業）

就労準備支援事業（任意事業）家計改善支援事業（任意事業）

居住支援事業（任意事業）子どもの学習・生活支援事業（任意事業）

認定就労訓練事業（任意事業）

目標・課題
1. どんな方でも相談しやすい相談受付方法や場所、機会を提供する。 2. 相談者の生活状況のアセスメントを素早く丁寧に行う。 3. 支援を行うなかで生じる相談者の小さな変化に気づき、相談者にフィードバックを行い、課題解決のモチベーションを高める支援を行う。 4. 多機関との連携をはかり、困難ケースに対応する。 5. 周知活動を継続する。 6. 職員がやりがいを持って業務にあたれるよう、職員間のフィードバックも強化する。
具体的な内容
（自立相談支援事業） ・相談者のアセスメントを素早く丁寧に行い、緊急性の判断をしっかりと行う。相談者が抱える生活課題やこれまでの生活背景を考慮し、相談者自身の尊厳の確保、地域から孤立することを防ぐ視点をもちながら業務にあたる。 ・土曜相談・ひきこもり相談・フードドライブ活動と同時に実施することを継続する。 （住居確保給付金・居住支援事業） ・安定した住まいの確保・維持ができるよう支援する。不動産管理会社や居住支援業務法人等と連携する。できる限りホームレス状態になることを防ぐ。 （家計改善支援事業） ・相談時家計表、家計計画表、キャッシュフロー表のツールを活用し、相談者の家計状況が見える化することで相談者の家計管理に対する意欲を引き出す。高齢や障害など、家計の自己管理が難しいと判断される場合は、必要に応じて成年後見制度等につなぐ。多機関と連携をはかり、困難ケースに対応する。 （自立相談支援による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業） ・相談者の状況に適した就労支援を行う。ひきこもり状態にある等、自ら一歩踏みだすことが困難な相談者に対し、自己肯定感や働く喜びを感じてもらえるようなメニューの開発・工夫を継続する。 （学習支援事業） ・子どもや保護者のそれぞれの状況に合った学習の機会を提供できるよう、ニーズの聞き取りをしっかりと行う。生活困窮に陥る課題が考えられる場合は、自立相談支援事業の相談対応につなげる。特別な配慮を必要とする生徒に対し、適切な学習支援を提供できるよう体制を構築していく。制度非該当年度や卒業後も見守り対応を継続する。 （特定被保護者 相談対応） ・生活保護を受給している相談者のうち、必要の認められた場合は、家計改善支援・就労準備支援・居住支援の提供を行い、切れ目のない連携体制を確保する。

② 自主事業
食料支援

無料職業紹介

目標・課題
1. ①委託事業を運営していくなかで、その支援のみで支援するために十分ではない場合、自主事業を活用し、相談者の生活に有効にはたらきかけられるよう支援する。 2. 地域づくりのために、あらたな資源や連携先を開発する。
具体的な内容
(食料支援) ・生活困窮で食べる物も十分に買うことができない相談者に対し、食料支援を提供する。お金の有無にかかわらず、ひきこもり支援や家族調整支援等で相談者と会う機会づくりにする等、柔軟に活用する。 ・フードバンクぼすこのフードドライブ活動を円滑に実施し、地域づくりにつなげる。 (無料職業紹介) ・相談者に合った求人情報の提供を行う。相談者のニーズにあった求人情報を得られるよう企業にはたらきかける。仕事が決まった場合は、定着支援を行う。相談者のニーズに合った企業開拓を行う。

3-2 札幌市障がい者相談支援（札幌市厚別区上野幌）関連の事業

- ① 障がい者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の実施
- ② 児童福祉法に基づく相談支援事業の実施
- ③ 札幌市の各種委託事業の実施

○サービス内容（事業所名：相談室ますとびいー）

- ・一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ・特定相談支援
- ・障害児相談支援

○委託事業の内容（事業所名：相談室ますとびいー）

- ・札幌市障がい者相談支援事業
- ・札幌市夜間休日虐待通報等受付、緊急受入先調整・一時保護業務
- ・精神科病院内の虐待通報受付
- ・被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

○委託事業の内容（事業所名：地域ぬくもりサポートセンター）

- ・札幌市地域ぬくもりサポート事業

○事業所の所在地

- ・札幌市厚別区上野幌3条4丁目1番12号

・重点項目

- ① 札幌市障がい者相談支援・一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援事業

目標・課題
1. 厚別区唯一の障がい者委託相談支援事業所として、相談者をたらい回しにせず地域責任制のもと、相談者が安心して相談できる厚別区の相談窓口を継続していく。 2. 相談員が一人で抱え込まないように、必要に応じて複数の相談員でケースを担当、管理者、主任がケースの進捗を確認し、検討・共有する機会を設け、チームとして動ける体制づくりを目指す。業務の効率化について検討し、ICT化を図り、改善できる部分を見直していく。 3. 研修を計画的に実施し、職員のレベルアップを図る。新任職員の育成に力を入れ、職員の定着とスキルアップを目指す。 4. 相談支援専門員の計画的な育成と委託相談の加算該当者となるよう外部研修の参加について計画的に実施していく。 5. 札幌市自立支援協議会の相談支援部会、厚別区地域部会の事務局としての部会運営と各関係機関との連携強化。 6. 計画相談支援について、委託相談で対応すべき緊急性の高い相談や他の事業所で対応困難な相談について確実に対応できる体制作りと地域における円滑な相談支援のために、指定相談室との連携と引き継ぎを行っていく。また、計画作成の質の向上を図る。
具体的な内容
1. 時間外、休日対応を含め、変形労働時間制による相談員の勤務により、きめ細かい相談体制を確立する。 2. 相談員が一人でケースを抱え込まない体制作りとして、必要に応じて複数の相談員で担当。また、各相談員の担当ケースを管理者、主任が、参加し確認する機会を設ける。新規ケースの進捗については、定期的に朝ミーティングの中で確認を行っていく。事務作業時間の短縮につながるようなツールの検討、職員一人ひとりの業務量の見直しを図り、業務の効率化を図っていく。 3. 災害・感染対策に向けたBCPの定期的な見直し、訓練を実施（4月、10月） 個人情報保護に関する研修会（7月）、虐待の防止・意思決定支援に関する研修会の開催（8月）実施。新任職員については、定期的な振り返りを設定し、OJTを行っていく。 4. 相談支援従事者研修の該当者への研修受講、外部研修の情報を確認し、該当職員への参加の調整を行っていく。 5. 札幌市自立支援協議会厚別区地域部会において、相談支援を行う中での緊急対応の必要なケース、地域課題等については随時臨時の会議が開催できるようフットワークの軽い部会運営を行う。 また、札幌市自立支援協議会の相談支援部会の一員として、部会に積極的に参画し、札幌市の相談支援の体制づくりを進めていく。 6. 区内の指定相談支援事業所が少ないため、計画相談に対応できるよう、相談支援専門員の増員のための求人を行う。年1回の内部研修（11月）を開催し、質の向上を目指す。

③ 札幌市地域ぬくもりサポート事業

目標・課題
1. 利用者の多様なニーズにこたえることができるよう地域サポーターの登録者の積極的拡大を目指す。 2. ぬくもりサポート事業だけで解決できない事案について、各種関係機関との調整を積極的に行う。
具体的な内容
1. ポスター掲示や、チラシ配布を関係機関や町内会向けに、広報活動を積極的に行う。 2. 必要に応じてケース会議の開催を行う。 3. 電話での調整だけではなく、定期的な利用者・地域サポーターとの顔を合わせてコミュニケーションを図る機会を設けていく。利用期間が空いた方については、再度自宅を訪問し、利用者・自宅の状況などを確認していく。

③ 札幌市夜間休日虐待通報等受付、緊急受入先調整、精神科病院内の虐待通報受付、一時保護業務・被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

目標・課題
1. 札幌市で唯一の夜間・休日の障がい者虐待相談受付窓口として、通報者からの電話に丁寧に対応する。 2. 緊急性の判断を的確に行える法人内部の体制づくり。 3. 緊急一時保護時の法人内の応援体制確立。 4. 電話対応に困難が生じた際は、内部での検討や市への相談を行い、解決を目指す。
具体的な内容
1. 夜間・休日等の電話待機時間（年間約 6,340 時間）の受付職員を配置し、電話を取り損ねることがないようにする。 2. 緊急性の判断については、電話受付職員単独で行うのではなく、夜間・休日に関係なくスーパーバイザー、相談事業責任者も入って迅速に行う。さらに、当日の受付担当者からの質問や相談に対応できる法人内の体制をつくる。受付時の対応や緊急対応が必要な際の動き方について定期的に職員間で情報共有や研修を行っていく（5月）。 3. 緊急一時保護業務が必要になった際には、夜間であっても、応援職員が動けるよう事前に体制を整えておく。 4. 実対応の際に困難が生じた際は、必要に応じて市と相談・協議を行っていく。

④ 被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業

目標・課題
1. 被虐待障がい者の退院後の地域生活についての調査研究事業に取り組む。
具体的な内容
1. 通常の障がい福祉サービスによるサービスの提供だけではない、対象者の特別な過去の事情をふまえ、地域生活のサポートの在り方について実践的調査研究を行う。

相談部門 研修計画

- ・新任相談員向け研修（4月）
- ～相談援助職に求められる姿勢、障がいについての基礎知識と法制度の理解
- ・個人情報取り扱いに関する研修（7月）
- ・虐待防止・意思決定支援に関する研修（8月）
- ・計画相談支援に関する研修（11月）

3-3 札幌市障がい者相談支援（札幌市北区太平）関連の事業

- ① 障がい者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の実施
- ② 児童福祉法に基づく相談支援事業の実施
- ③ 札幌市の委託事業の実施

○サービス内容（事業所名：相談室ぽぷら）

- ・一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ・特定相談支援
- ・障害児相談支援

○委託事業の内容（事業所名：相談室ぽぷら）

- ・札幌市障がい者相談支援事業

○事業所の所在地

- ・札幌市北区太平9条5丁目2番4号

・重点項目

- ③ 札幌市障がい者相談支援・一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援事業

（管理者：松島）

目標・課題
1. 札幌市北区において、北部（拓北、あいの里、篠路、茨戸、屯田、太平、百合が原）の地区の障がい者委託相談支援事業所として、相談者をたらい回しにせず地域責任制のもと、相談者が安心して相談できる相談窓口を目指す。
2. 相談員が一人で抱え込まないように、必要に応じて複数の相談員でケースを担当、管理者、主任がケースの進捗を確認し、検討・共有する機会を設け、チームとして動ける体制づくりを目指す。業務の効率化について検討し、ICT化を図り、改善できる部分を見直していく。
3. まずとびいーと一体的に研修を実施し、職員のレベルアップを図る。職員の定着とスキルアップを目指す。
4. 札幌市自立支援協議会の相談支援部会の一員として、北区の地域部会に参画し、関係機関との連携を強化する。
5. 委託相談で対応すべき緊急性の高い相談や他の事業所で対応困難な相談について確実に対応できる体制作りと地域における円滑な相談支援のために、指定相談室との連携を行っていく。

具体的な内容
1. 時間外、休日対応を含め、変形労働時間制による相談員の勤務により、きめ細かい相談体制を確立する。地区内の町内会・民生委員や、障害福祉サービス事業所等それぞれの地区で活動をしている関係機関との連携を深めていく。 2. 相談員がケースを抱え込まないために、担当ケースを管理者や主任が、適宜業務の中で話をするすることで、ケースの共有を図り、担当外の相談員でも、担当相談員が不在時に対応ができる体制をつくる。事務作業時間の短縮につながるようなツールの検討、職員一人ひとりの業務量の見直しを図り、業務の効率化を図っていく。 3. 災害・感染対策に向けた BCP においての、要配慮支援が必要な相談者のリストアップと非常災害時に要配慮支援が必要な方への支援方法を計画に盛り込み、実際に内部研修や訓練を実施する（4月・10月）。 個人情報保護に関する研修会（7月）や虐待防止・意思決定支援に関する研修（内部は8月・外部含め）積極的に受講する。 また、相談支援従事者研修該当者への研修受講を促し、職員のレベルアップを図る。 4. 北区の自立支援協議会の事務局として、各種部会に参画し、北区における地域課題の部会内の共有、検討を進めていく。また札幌市自立支援協議会相談支援部会の一員として、積極的にそれぞれの会議体に参加し、札幌市の相談支援の体制づくりを進めていく。 5. 北区の北部の地区担当事業所として、北区地域部会の相談支援部会などを通じて、指定相談室との連携を深め、地区内の対応困難な相談について、関係機関と共同で相談対応できる体制を作っていく。

4 法人独自の公益事業

- ① 住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者への居住支援を行う居住支援法人の指定（北海道指定第 18 号）
 - ② フードバンクぼすこの運営（法人自主事業）
 - ③ 青色防犯パトロール（法人自主事業）
 - ④ 一時生活支援事業（法人自主事業、北広島市外分）
- 事業の内容（事業所名：居住支援業務事業所えぼっく）
- ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供、相談及び見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
 - ・フードバンクぼすこの運営
- 事業所の所在地
- ・北広島市輝美町 2 番地 3（法人独自公益事業の事務所）
 - ・北広島市栄町 1 丁目 5 番地 2 北広島エルフィンビル 2 階
（居住支援業務事業所えぼっく）
- ① 住宅確保要配慮者への居住支援事業

目標・課題
1. 重点支援地域内で関係機関と連携し、生活要配慮者情報をリサーチして、必要ある場合、早期に支援へつなぐ。
具体的な内容
1. 居住支援協議会を設置して関係機関と連携、情報交換を定期的を実施し、情報の共有しながら協力体制を強化する。

② フードバンクぼすこの運営

目標・課題
1. 食糧集荷活動の推進。 2. フードバンクぼすこの活動周知。
具体的な内容
1. 北広島市内、札幌市内のスーパーやエスコンフィールド北海道などの協力をいただきながらフードバンク活動を継続する。また、地域住民の協力をいただくためにぼるとや本部でフードドライブを継続する。 2. フードバンクぼすこの広報活動をホームページに掲載を継続し、フードバンクの活動協力いただいている団体とぼすこのアピールを行う。

③ 青色防犯パトロール

目標・課題
1. 北広島市内全域の防犯パトロールを継続して行う。小学生の通学路などを重点的にパトロールの実施。 2. 不審者情報の提供があった場合は、発生場所のパトロールを重点的に行っていく。
具体的な内容
1. 継続したパトロールを行うため、職員のパトロール従事者講習の受講を進める。 2. 不審者発生地域の重点パトロールを行う。

④ 一時生活支援事業（法人自主事業、北広島市外分）

目標・課題
1. 北広島市外の方を対象に、家賃滞納等で強制退去となった方に、一定期間住まいと食を提供し、居住支援業務事業所えぼつくを活用し速やかに住まいの確保を行う。
具体的な内容
1. 居住支援業務事業所えぼつくが主となり、対象者の居住地の行政や関係機関と連携の上、住まいの確保に向けて支援を行う。